



| | |
|------------------|---|
| Title | 第一部 通史 . 第一編 札幌農学校から北海道大学へ（一八七二～一九六八年） . 第二章 札幌農学校の再編 |
| Citation | 北大百二十五年史, 通説編, 36-60 |
| Issue Date | 2003-12-25 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/28132 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 1(2)_36.pdf |



[Instructions for use](#)

第二章 札幌農学校の再編

第一節 北海道庁管轄下の札幌農学校

一 金子堅太郎の農学校批判

開拓使廃止後も、農学専門学校でありながら「開墾基軸ノ設」と位置づけられ、農商務省の管轄となつた札幌農学校ではあつたが、三県一同期にはその存在意義にも疑問が呈せられるようになった。北海道開拓の問題点を探るべく参議伊藤博文の命を受けて実情調査を行った太政官大書記官金子堅太郎は、「北海道三県巡視復命書」のなかで札幌農学校を「北海道ニ適セザルモノ」と批判し、同校を「北海道ヲ開拓スル第一ノ機械」とするのは「席上ノ空論」であり、アメリカやイギリスの殖民地では農学校が存在しなくても開拓は進展していること、また「学理的ノ農学」を教える「アマースト農学校」をモデルとした農学校の組織や教科の内容は「悉ク高尚ニ過ギ開墾ノ実ニ暗」く、北海道開拓に役立つものではないとした。また金子は、開拓地では、土地の測量や港湾の整備、道路の開墾や橋梁の架設、流通経路の整備などの土木事業を優先すべきであり、学校建設はむしろ最後に着手すべきもので、教育内容も高尚なものである必要はなく、「実利勤業的」な実学を重視した教育や冬季のみ開校する学校のほうがむしろふさわしいとした。

二 道庁設置と農園縮小

金子の復命書は、農学校のあり方を含めこれまでの北海道開拓政策に対する批判を展開し、開拓行政を一元的に

行う機関を設置する必要性を強く意識させた。そこで一八八六年一月二十六日北海道庁が新設され、これにともない二月二十八日には、札幌農学校もその管轄下に入ることとなった。

北海道庁の初代長官となった岩村通俊は、金子と同様、経費節減とともに開拓政策としての土木事業を重視する一方、殖産興業による民力の培養を優先し、教育に関しても高尚なものではなく「簡易、卑近ナルモノ止」め、授業時間の短縮や冬季のみ学校を開校するなど、いわゆる「簡易科学校」の設置を奨励した。

このような農学校では、経費減額や人手不足に対応するため職員一同による校務分担が申し合わされる一方、一八八六年三月には農園地や畜類の返納を道庁に申し出た。この結果八月には農園地のうち耕地約二〇万坪、荒蕪地約二〇万坪の計約二二〇万坪が道庁勸業課に引き渡され、実習に必要な約二二万坪を残して多くの土地が処分された。また四月十二日には卒業生の道庁奉職義務の復活を提案し、五月にはこの点を盛り込んだ校則改正案を提出したが、経費の削減や官員の整理を掲げる道庁はこれを認めなかった。ただし岩村には農学校を廃止しようとした形跡はみられず、四月三十日には将来的に日本人教員を採用するため卒業生をアメリカに留学させ、帰朝後農学校の教員とするため学資や旅費を支給するようを伊藤博文首相に申し出ている。

三 佐藤昌介の意見書

このようななか、札幌農学校の存在意義を整理し北海道開拓にいかに関与できるかを明らかにしたのが、第一期生でアメリカ留学から帰国したばかりの佐藤昌介であった。佐藤は一八八六年十一月、「米國農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」を岩村に提出し、農学校を「無用視」する金子の見解を「彼我ノ情勢ヲ審力ルセザル浅見ノ評論」と批判した。そして北海道開拓を短期間で成し遂げるためには、アメリカのように少数の人間で広大な土地を耕作する「拡張的ノ農業法」をとることが重要であり、アメリカの農業が「学理ノ進歩」にともなって進歩

しているように、札幌農学校も「學術共尔進歩セシムルノ基」として、決して「無用ノ長物」とはならないとした。また金子のように英米と事情の異なる北海道を同列に論じ、農学校の存在意義を否定することはできない点、北海道事業管理局は所詮一官庁の一分課に過ぎず、開拓使が創業した事業を維持するだけで拓土殖民を推進する実権を持たず、農学校を最大限活用できなかった点を指摘し、道庁が設置され新たな開拓事業に取り組む今こそ、農学校を大いに活用すべきだと主張した。さらにそのために、道庁や他の官庁、もしくは民間企業で開拓事業を翼賛する人材を養成する、農学に関係の浅い学科は予備科の授業にまわして学力の向上をはかり農学を主体とする専門分科を設置する一方、工学の課程を設置し土木事業に役立つ人材を養成する、卒業生のうち学力優等者を研究生とし、各自の専門を究めて欧米に留学させ帰国後は教授とする、社会に利益を還元できる学校を目指し、巡回教師の派遣、臨時講演、農工に関する刊行物の発行に取り組み、簡易農科を置き農工の原理を教授する、アメリカの農学校にならない「営業主義」により農園を経営し、欧米型の農業が利益となることを示す一方、その収入を税外収入として大蔵省に納め農学校運営資金として蓄積する、文部省に所属する専門学校や農林学校と同じく学位授与を廃止し卒業証書のみを与える、教官会議の組織を一変し、教頭職を廃止する、などの項目を提案した。

四 官制発布と校則改正

佐藤の意見書は、金子の農学校無用論に反論しつつその批判は受け入れ、土木工学に明るい人材の養成や農業に関する簡易教育に取り組むこと、農園からの収入による経済的な自立の方向まで示しており、道庁長官の岩村の方針にも沿うものであった。この結果、佐藤の意見書に盛り込まれた改革案はほぼ全面的に具体化され、一八八六年十二月二十八日には「札幌農学校官制」が制定され、翌年三月二十三日には「札幌農学校校則」が改正された。

札幌農学校官制では、農学校は「農工二関スル學術技芸ヲ教授スル所」と位置づけられ、卒業生には学位ではな

く卒業証書が授与されることとなった。また職員として校長・幹事・教授・助教・訓導・舎監・書記をおき、教頭は廃止された。奏任官である校長、幹事はともに一名ずつで、一八八七年三月八日教授の佐藤昌介が幹事となり、十日に佐藤秀顕が校長事務取扱の職を解かれると佐藤昌介が校長職務を代理することとなった。また本科の授業を行う教授は奏任官で定員二名とされ、その後十一月五日には判任官である助教以下の定員も、助教は一六名、訓導は六名、舎監は一名、書記は六名となった。

一方、札幌農学校校則では、農学科・工学科の新設、予備科の設置、校費生の設置、研究生の設置、農芸伝習科の設置、教官会議に関する規程や構成員、学年暦の変更などが主な改正点となった。農学科は「農学ノ理論及実業ヲ教授」と位置づけられ、以前の本科がマサチューセッツ農学校の課程を模倣し「学科頗ル多端ニ亘リ専修ノ便ヲ欠」いていた弊害を改め、「簡單専修」を旨とする学課の改定も行われた。また工学科の設置目的は「土木工学ニ関スル学業ヲ教授」することで、「土木ノ事業特ニ拓地殖民上急務」である事情に因應しようとするものであった。両科とも修学年限は四年で入学年齢は満一七歳以上とし、予備科からの入学を原則とした。予備科の入学資格は満一三歳以上、修学年限は四年であつたが、一八八九年九月十九日の校則改正で、予科と名前を変え修学年限も五年となった。予備科は設置目的が「本科へ入ルノ階梯」だつたが、予科は「普通学科ヲ教授」する教育機関と位置づけられ、科目も尋常中学校とほぼ同様のものとなつていた。八六年四月には既に中学校令が公布されていたが、道内には尋常中学校設立の気運はまだなく、予科はこのような道内の事情に対応していたとみられる。

校費生は学業優等な者から選ばれ、卒業後は道庁に満四年間奉職し満八年間はその身分進退に関し道庁長官の認可を受けるものとされた。定員は五〇名で、授業料を免除され一年間に九六円を支給された。また研究生は、日本人教官育成と学術進歩のため卒業生から学力優等者を選び学資を支給する制度で、研究年限は一年から三年とした。

五 農芸伝習科の設置

農芸伝習科は、生徒資格を道内の農家で耕地一町歩以上を所有する者、もしくはその子弟、または道内で開墾起業の目的をもつ一七歳以上三二歳以下の者とし、修学年限は二年とされた。授業は日本語で行われ、四月一日から十一月三十日までの第一期は農業を実地に伝習し、十二月一日から三月十一日の第二期は農学の概略に関する講義をつけることとなった。また定員は五〇名で、在学中は寄宿舎を貸与され一カ月五円の支給を受けた。校費生や農芸伝習科の生徒に対する学資の支給は経費節減に逆行するものであったが、政府では農学校の場合、「他ノ地方ニ異ナリ右等特典ヲ与ヘサレバ学事ヲ振興スル能ハサルヘシ」とみており、岩村も農芸伝習科が「北海道ノ地タル目下改進ノ実業家即チ泰西農業法ニ通曉シ之ヲ実地ニ使用スル農業家」を育成することに期待を寄せていた。一八八七年七月二十二日には道庁から農芸伝習科員外給費生二五名の募集も許可され、翌二十三日には同科生徒は卒業後五年間その身分進退について道庁長官の認可を受けることが校則に追加された。

一八八八年七月九日には須藤義衛門教授から、農学科、農芸伝習科の獣医学実習の材料確保と札幌地域の病畜の診療を行うため農学校に病畜治療所を設置し、農芸伝習科生徒で牧畜志望者には卒業後六カ月間獣医学を教授し、開業免許を与えるという構想が提案された。これに関しては道庁からも依頼があり、翌年四月には農芸伝習科に獣医伝習生の制度がおかれた。これにより獣医科を専修した卒業生から選ばれた一二名が、月給四円二〇銭で四月十五日〜十月十五日の六カ月間採用され、卒業後は二年間道内で獣医業に従事することとなった。また五月二日には農園内で病畜を治療する許可も得られ、十月十九日には一六名が卒業した。ただし九〇年十月には獣医生がいないことと札幌で獣医開業者があったこともあり、病畜治療所は廃止された。

六 兵学科の設置

一八八九年屯田兵士官の養成を目的として、兵学科が新設された。これについては前年六月十五日に道庁長官となつた永山武四郎が屯田兵本部長を兼任し、当時の首相が黒田清隆、陸相が大山巖といった人々であつたことにも関わりがあると考えられるが、陸軍省から屯田兵士官には軍事と農学の両方に精通した人物がふさわしいとして、農学校に「軍事学ノ一科」を設けるよう働きかけがあり、道庁もこれに同意したことから実現したとされている。また佐藤昌介が森有礼文相に提出したとされる「北海道殖民地ニ農学校ヲ必要トスルノ意見」でも、農学校は屯田兵士官となるべき兵農に明るい人材を供給する「殖民地ニ必要ナル文武官ヲ養成スルノ学校」となりえるとして、その有用性が主張されていた。

一八八九年七月三十日には屯田兵条例が改正され、屯田兵現役士官は陸軍武官進級令によるほか、札幌農学校卒業生徒及各兵科現役士官から適任の者をもつて補充され、農学校生徒が屯田兵士官となるには、同校で二年間普通農学を修めた後、一年間軍事学を受講するとともに屯田兵隊で上等兵以上一等軍曹までの勤務をし、卒業後は半年以上の見習い士官を経て少尉となるとされた。八月十七日には札幌農学校官制も改正され、第一条に「本校八生徒中ヨリ屯田兵士官出身志願ノ者ヲ選定シ、軍事ニ関スル学術技芸ヲ教授ス」と付け加えられ、さらに九月十九日の校則改正により兵学科が設置され、修業年限は一年、学生資格は農学校第二学年の課程を修了し屯田兵士官出身志願の者とされた。

兵学科の学生募集は東京で行われ、四名が合格した。また一八八九年十一月四日には陸軍武官進級条例により士官となる道を閉ざされた屯田兵曹長二四名が兵学科別課生として一年間の課程で入学し、翌九〇年八月二十三日卒業した。さらに九一年一月二十六日の官制改正では、農学校は屯田予備下士に屯田兵予備将校に要する軍事上の学術技芸を教示するとの項目が追加され、五月三十日にはやはり兵学科別課生として、予備役に編入されていた屯田

兵曹長及び軍曹一八名が入学した。

七 外国人教師の雇用と日本人教師の育成

農学校の経費削減を考える際、必ず解決しなければならない問題は、外国人教師の雇用についてであった。外国人教師は日本人教授の年俸が一〇〇〇円程度であるのに対し二五〇〇〜三五〇〇円と高額なうえ、本人の得意不得意に関係なく複数の学科を担当できる人材を確保しなければならず、人選も困難であった。道庁設置前後の農学校には、開校当時から在職していたブルックス（一八八八年十月帰国）をはじめ、カッター（八七年一月離任）、ストックブリッジ（八九年一月離任）、ヘート（八八年一月着任・九二年帰国）、ブリガム（八八年十二月着任、九三年十一月離任）が在職していたが、この時期はまだ北海道開拓の模範であるアメリカから教師を招聘することは有益とみられており、増給を要求されたり授業に取り組む姿勢に問題があっても、日本人には同レベルで教科を担当できる教師が少ないのが現状であった。

これに対し日本人教師を育成する努力も続けられた。一八八七年三月の研究生設置もその一環であったが、前年五月三十一日には助教の宮部金吾と渡瀬庄三郎をアメリカへ留学させ、八七年三月には自費でアメリカに留学していた広井勇と太田稲造（新渡戸稲造）を助教に採用したうえで、三年間という期限でドイツへ留学させた。農学校におけるドイツ農学に対する関心はこの時期から高まっており、八八年八月には須藤義衛門、南鷹次郎、中根寿、佐瀬辰三郎らにより独逸学研究会が設立され、九月からは本科でドイツ語の教授も開始された。翌八九年一月には予備科の後期時間割にもドイツ語が登場している。

一方、一八八八年頃から農学校の教官定員の増加が認められるようになり、翌八九年一月には教授が二名から一挙に八名に増加した。これは学科課程がより専門化したこと、工学科が設置されたこと、外国人教師が全廃され

ば経費が節減され将来帰国する留学生の教官ポストを確保できることなどが理由として考えられ、兵学科の設置とともに八九年八月に教授定員は一〇名となり、翌九〇年三月二十七日には教授・助教ともに定員一〇名と決められた。また外国人教師の雇用も九三年十一月のブリガムの離任以降なくなり、農学校出身者が教官を独占するようになった。

八 農園の拡張

農学校が農園経営で利益をあげることは、経済的に自立するために重要な事業であつた。一八八七年二月には、北海道事業管理局所属札幌農業事務所が経営していた農園の西側に隣接する札幌育種場の土地二九万三六四〇坪と附属建物の移管をうけ、四月には北海道庁第二部所属の墾成地一七万九五一六坪と荒蕪地六万八二〇九坪の交付を得、さらに十月には札幌郡平岸村字簾舞に農芸伝習科生徒の開墾実習地としておよそ一五〇万坪を得た。また農園の経営理念も実験や試作、開墾実習を主眼とせず、あくまで収益を重視する方向に変わった。四月二十二日には農園監督として助教の南鷹次郎、農園顧問としてブルックスが任命され、簾舞の実習地は十月二十七日から開墾に着手された。

一八八九年五月二日には札幌郡札幌村烈布所在の荒蕪地一一〇万坪の仮使用が許可され、同年十二月五日にはこの荒蕪地の開墾は器械より人力のほうが効率的であるとして、小作人の雇用を申し出て許可された。また許可された以外にも、農学校の「永遠ノ維持」を図り「独立の基礎」を固くするため、事業経費の都合を見計らいながら農場や小作学田地を増やそうという動きはこの時期何度かみられた。

第二節 文部省への移管

一 同窓会の農園経営

佐藤昌介は一八八八年末の森有礼文相宛の意見書で、同年の文部省直轄学校収入金規則の制定について、学校が基金増殖に取り組むことは国庫の窮乏にかかわりなく学校を維持する手段を得ることであり、「明治昭代ノ美事」と賞賛している。そして、北海道が学田となる荒蕪地が多いことから、農学校も収入金蓄積の稟裁を得れば自立可能であり、二〇、三〇年で充分な基金を蓄積し学校の維持を確定できるとした。ただし佐藤はこの意見書で、農学校が文部省の直轄学校になることを希望するとは一言も述べていなかった。

一八八九年四月二十九日、農学校は道庁から、開墾事業拡張のため九〇年度以降四年間農園の収益を農学校収入金として利用する認可を得た。しかし二月の会計法制定により官庁が資産を所持することは禁止され、文部省直轄学校ではない農学校が農園経営により資金の増殖を図るには問題の生ずる可能性がでてきた。この会計法は九〇年三月に施行され、また同月には官立学校及び図書館会計法も制定されて、文部省直轄学校でなければ、所有資産より生じる収入、授業料、寄付金及びその他の収入を国庫に納めず学校の歳入予算に組み入れることができないこととなった。

これに対し農学校では、一八九〇年三月三十一日付で附属農園のうち札幌区北七条所在の畑地六万九千七百八坪（後の第一農園）、札幌村所在の畑地一〇万三千四百二坪（後の第二農園）、平岸村所在の畑地九万二千八百二坪（後の第三農園）を道庁経由で札幌農学校同窓会に払い下げることとなった。同窓会は八十七年四月、卒業生の親睦と農学校の隆盛を図り北海道の拓地殖民事業を翼賛するために発足し、八十九年四月には『殖民雑誌』を発行するなど開拓の奨励に取り組むとともに、大農場経営の模範を提供すべく札幌製糖会社所属の空知農場を借り受けた。この農場は翌

年一月同社の都合により返却し、その直後に農学校所屬農園の払い下げを受け、「營業的大農場ノ模範」を示し、製酪事業、小作農業、さまざまな農業技術の利害得失を明らかにしようとしたのである。ただし会計法施行の時期に重なることからみても、この払い下げが将来農学校に農園所有が認められた時に備えるものであったことは容易に推測できる。また払い下げの際、同窓会が道庁から農場維持費として二万九八五円の下付を受けたことから、その意図を疑う批判があつたとみられ、九一年四月十一日の同窓会総会では、農園経営の目的は私利の追求ではなくあくまで農学校の基金づくりであり、将来的には所有権を農学校に移すのが適当であるとする定款が議定された。

一方、農学校にも、空知郡栗沢村字ウエンベツおよび夕張郡角田村字アノロ所在地四〇〇万坪あまりの下付が、一八九〇年四月二十九日道庁に「仮引渡し」という形で認められ、九一年五月二十九日にはその面積が三九六万二〇〇坪と確定された。

二 経費節減と官制改正

一八九〇年七月七日、北海道庁は内務省の管轄となり内閣の直轄を離れた。これに関連してか文部省は、農学校の道庁所管を「不妥当」とし、八月に道庁が農学校に関する特別会計法の上請書を提出したのを機に、文部省の指揮監督下にいれようとする動きをみせた。また同年の帝国議会の開会、翌年六月の渡辺千秋の道庁長官就任による庁内の綱紀肅正などの状況下で、農学校も経費節減を迫られ、八六〇九〇年度に比べ九一、九二年度には決算額にして約三分の一程度の減額がなされた。九一年三月二十五日には教授の俸給減額が裁可され、助教以下事務員の俸給も減額しなければ九一年度は予算不足に陥るとみられており、四月一日には農芸伝習科生徒への学資支給が一月三円五〇銭から三円とされた。

また、文部省の影響力も徐々に強まり、一八九一年七月二十七日には札幌農学校官制が改正され、同校は「道庁

長官ノ管理下」にあるが、道庁長官は「校務上ノ須要ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ教官ノ外外国教師ヲ雇入ル、コトヲ得」ることとなつた。またこの改正で人員削減があり、学校長一名、教授八名、助教は助教教授となり一〇名、舎監専任一名、書記六名、新たに技手がおかれ六名と定員が決められ、翌九二年三月二日には文部省が農学校教官の俸給を文部省直轄学校と同様、授業時間数や学科の軽重難易などにより減給できることとなつた。

一方、文部省との関係が強化されたことは、予科卒業者の資格の特殊性を若干解消することとなつた。予科の役割は「本科二入ルノ階梯」というだけではなく「当道之子弟ニ普通ノ学科ヲ教授」し、「実業ニ就カント欲スル者ノ為ニ農工ノ実業教育ヲ授クル」ものであり、学科程度も府県立中学校と同等以上であるにも関わらず、その資格が確定されていないとして、一八九一年に上申が出された。これに対して同年七月三十日には、予科は徴兵令に関しては独立の学科でないことから中学校の学科程度同等以上とは認められないものの、文官試験試補及び見習細則に関しては「官立府県中学校ト同等ナル官立学校」であると文部省より認められた。十月には本科、予科の学科課程や時間割が改正されるとともに普通学科の多くが予科に移され、農学科はカリキュラムがより専門化した。ちなみに農学科の専門化はその後も続き、九四年九月には「実科演習仮規程」が施行され、農学科三年以上の学生に農芸化学、植物病理、農業経済のいずれかを実科演習として志望させ、これを選択しない場合は農業実習が課せられ、農芸中心の甲組と牧畜中心の乙組に分けられることとなつた。

三 農学校廃止論の浮上

そのようななか、一八九二年、校長心得の佐藤昌介は渡辺千秋道庁長官に意見書を提出した。その中で佐藤は、八八年末の森文相への意見書と同じように、再び農学校の北海道開拓における必要性を強調するとともに、文部省直轄学校のみ適用されている「官立学校及図書館會計法」を文部省直轄ではない農学校にも例外的に適用すべき

だと訴えた。しかしここでも佐藤は、将来的に文部省の直轄となる意向を全く示してはいなかった。

一方、一八九二年七月十九日、道庁長官に北垣国道が就任した。この時期、農学校については、九三年度のさらなる予算縮小とともに「不必要」、或いは「廃止」、或いは「規模縮小」などさまざまな憶測があったが、北垣は十一月十一日に演武場において演説を行い、農学校の廃止説を否定した。これによると北垣は農学校に関する世上の批判として、卒業生が北海道において事業に従事せず内地府県に赴くものが多いこと、農学校は「不生産的人物」をだすこと、農学校は「キリスト教的学校」であり学生生徒の多くが「国家的觀念の薄弱なる」ことの三点があるとしている。そして、農学校卒業者の多くは北海道で直接或いは間接的に拓地殖民事業に貢献しており、たとえ卒業生が道内に定着せず内地府県に赴いたとしても、それが日本農業の進歩や工業の発達に関わるのであれば問題はなく、また卒業生は各自生産的事業に従事しており、日本の「国体ヲ忘却」しない限りはどのような宗教を信仰しようとするべきでない、とこれらの批判を一蹴した。

四 卒業生の動向

では、このような批判、特に卒業生が北海道開拓に貢献していないとする批判は当たっていたのだろうか。一八八六～九四年にかけて、本科（農学科と工学科）の在學生は毎年平均すると五五名程度、卒業者は八名程度であったが、経費節減のため本科は三年に一度入学者をとらなかつたこともあり、八六、九〇年には卒業生を出さなかつた。卒業生の進路に関しては、実業界に身を投じるものが少ないことが九二年五月二十一日の学芸会第一小集会で指摘される一方、学芸会が発行する『蕙林』第三号では農学校卒業生の「北海道水産業発達における功績」、「北海道殖民地選定の功績」、「北海道農業の模範たりし功績」が述べられ、北海道の拓殖殖民事業に対する貢献が紹介されていた。しかし、実際に北海道にとどまっている卒業生は、第一～九期生（同窓会員のみ、一一二名）、『蕙林』

第三、一四号掲載)の動向をみても全体の二二%程度であった。もともと予科・本科への入学者は道外出身者が半数以上を占めていたが、それにしても北海道にとどまる卒業生の少ないことは、学生たちの間でも自覚されていた(一九四年四月発行『蕙林』第一五号)。また就職先も期が下がるにつれて中学校などの教員となる者が増加しており、本科(農学科第一一期生まで、工学科第三期生まで、『蕙林』第一二号掲載)卒業生の進路統計をみても、一四九名のうち技師となつた者は二三名であるのに対し、校長・教員となつた者は五六名で、特に第四期生以降は毎年ほぼ半数が教員となつていた。

このように農学校本科の卒業生は、多分に北海道外の教員となる傾向があつたが、一八八九年十二月には勅令第一三七号により「札幌農学校農学科及工学科卒業生八高等試験ヲ要セス其修メタル学科二関スル行政官試補二採用スルコトヲ得」として、その資格が定められた。また九二年九月には佐藤昌介が北垣道庁長官に対し、道庁で農学校本科の卒業生を任用する際、専門の学術を研究している点を考慮して、前年八月の官吏進級標準第二項の判任官の月俸は二五円以内とする規定を適用せず、農商務省の判任官に農科大学林学科卒業生や旧東京農林学校林学部本科卒業生が任命される場合と同じように俸給三五円以内で任用するよう上申している。翌年三月二日には井上馨内相がこの件を閣議に提出し、道庁に農学校卒業生を任用する際、普通判任官と同じように月俸二五円で採用すれば就職希望者が少なくなるとして、農学校卒業生がやはり道庁の人材輩出機関であるとの認識を示した。この結果、八日の閣議で「適當ノ人物」を得るためにも三五円以内での任用が妥当であるとの合意がなされ、十五日その旨の指令が出された。

五 文部省への移管

廃止については否定されたものの、一八九三年になるとさらなる予算削減が農学校を待ちかまえていた。経費決

算をみて九三年度は二万五九五七円で、ピークだった八八年度の五万五九七八円に比べ半分以下となっている。このため九三年一月十六日には校費生の制度を改正し、一年間の成績と品行を審査して次年度の継続の可否を決定することとなり、これと連動して四月一日からは現品給与を改め一カ月七円が定額支給されることとなった。また二月二十二日の本科教官会議では、寄宿舎の建物の老朽化が議題となったが、九三年度予算では建て替えの費用が捻出できず、建物を補修するにとどめるか、現金を支給して学生を下宿させるかで議論となるほどであった。さらにこの会議では、拓殖に適任な農学士養成のために学課程を改正することが提案されたが、その際の助教授不足を補うため予科一、二年を廃止することが検討され、五月二十四日の教官会議で決定された。これにより予科一年生の募集は見合わされることとなった。このことは九一、九二年ごろから尋常中学校設置の気運が高まるとともに、札幌区内に農学校予科入学のための私立予備教育施設として、新渡戸稲造、堀基らが設置した北鳴学校、北海英語学校、敬業塾などがあり、予科一年程度の学力を有する生徒の養成は区内の私立学校の教育で充分である、という判断があつたことも背景にある。

さてこのような予算不足の中、一八九三年八月になると農学校は、道庁に対し同窓会経営農場の基本財産編入により特別会計法の適用を求めた。しかし九月二十一日井上馨内相は、農学校に内務省所管のままで特別会計法を適用するには法律の改正が必要となり、九四年度からの施行は無理であることを理由に文部省直轄学校となるべきであると閣議に提出した。この件は十月四日政府の決定が下り、十一月十一日勅令二〇八号により遂に農学校は文部省に移管された。またこの際、井上馨内相と井上毅文相の間で協議がなされ、ここで定められた条件が農学校存廃の決め手となつたようである。それによると、農学校は北海道の農業に従事する実業者、その進歩改良を講究する学者、移住民の師となる人物の養成をすること、卒業生には道内で土地を取得する便宜をはかり永住を促進すること、給費生は卒業後一〇年間北海道の公務・事務に従事し、従わない場合は給費を全額返納すること、工学科・兵

学科・予科を廃止し外国人教師を全廃すること、予科の在學生を九四年新設する札幌尋常中学校に転学させ、農学校は尋常中学校卒業生を入学させることなどであった。

また、文部省への移管の決定にともない、職員の名前は校長一名、教授は六名に減り、助教授一〇人、書記六人となった。しかし移管は翌一八九四年四月一日から施行されることとなっていたが、議会の解散により九四年度予算が不成立に終わったことから一年延期され、九五年四月一日から施行されることとなった。

六 維持資金の形成

そのようななか、「官立学校及図書館會計法」が適用される一八九五年四月一日にむけて、農学校の維持資金の形成がなされた。同年三月七日には仮引き渡し中だった「夕張学田地」、すなわち空知郡栗沢村字ウエンベツ所在の土地一五二万坪、および夕張郡角田村字アノ口所在の土地二一四万坪が札幌農学校用地に編入された（第五、第六農場）。また十四日には道庁から亀田郡大中山村所在の土地一七万三六八二坪が下付され（第七農場）、さらに二十五日には再び道庁から札幌郡札幌村烈烈布所在の官有地三七万三〇四八六坪、札幌郡平岸村字簾舞所在の官有地一六七七七九七坪が下付された（第三、第四農場）。四月一日には同窓会所有の土地、すなわち同窓会第一農場だった札幌区北八条西一〇五丁目の四六万九四七坪、第二農場だった札幌村字烈烈布の五七万九七五六坪、第三農場だった平岸村字簾舞の二六万五〇四五坪と、建物、動物などの寄付が即日許可された。また第一農場は第二農場となり、第二、第三農場はそれぞれ第三、第四農場に合併された。翌二日には農学校所属の土地建物が農学校維持資金に編入され、札幌区北六条西七丁目所在の土地が第一農場となった。また七月十日には農学校の資金に属する土地の貸付は競争契約ではなく随意契約によることとなり、八月二十七日には「札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程」が制定された。

また、特別会計法が実施されると、農学校に対する政府支出は年々減少し「数十年ヲ出テスシテ本校經濟ヲシテ全ク独立ノ域ニ達」しなければならぬとされ、資金の増殖が「本校經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル八目今ノ急務」とみなされていた。当時は未開墾地が順調に開墾され豊凶を考慮しなければ、一九一七年度には現在の經常歳出額に近い収入が得られると計算されていたが、さらに学田地を増やす必要があるとして、一八九六年十一月三十日には道庁よりフラ又原野一〇一一万坪の交付を受け、「将来確固タル独立經濟ノ途ヲ企圖」することとなった。

第三節 札幌農学校の拡張

一 移管直後の農学校

一八九五年四月一日文部省直轄学校となった農学校では、その直後からさまざまな改革がなされた。一日には「校務規程」、四日には「校務規程」が制定され、五日には校務分掌に関する辞令が通知された。なお「校務規程」は九七年四月一日「処務規程」が施行されると廃止された。また六月二十七日には研究生に支給する学費が一カ月一五円から一二円以内に減額され、授業時間の増加や他の文部省直轄学校との平準化を理由に、十二月二日には授業料が本科は年額一〇円から一五円に、予科は六円から八円に値上げされ、翌年一月一日から施行された。

一方、文部省移管の際のいくつかの条件をクリアするため、一八九六年六月二十三日には校則が全面的に改正され、農学校は農理、農芸及び拓殖に関する高等教育を授ける機関と位置づけられた。また本科は修学年限を四年とし、農学、園芸、畜産、農芸化学、水産、森林、動植、農業経済および殖民などに関する諸学科を教授すること、また農芸伝習科は存続され修学年限を二年とし、簡易の農理および実業を教授し、冬季講習生を募集して本道農業者の子弟に簡易の農学を教授することとなった。一方、工学科、兵学科、予科は廃止され、本科には

尋常中学校卒業生を入学させることとした。さらに本科の学期を従来の一学年二期制から三期制とすること、校費生の定員を五〇人から一二人に減らし、新たに特待生を設置して定員を一五人とし、研究生への校費支給は打ち切り、自費とすることとした。この改正は経費の節減を目的としたもので、逆に農芸伝習科では定員を九〇人に増員し、定員五〇人の給費生のほかに特待生を置くとともに、農芸伝習科生徒からは年六円、冬季講習生からは一カ月五〇銭の授業料を徴収した。この校則は九月一日から施行された。

二 各科の整理と増設

この校則改正にみられる各科の整理は、農学校が文部省に移管される際の条件の一つであった。工学科は、一八九一年二月二十一日広井勇、杉文三の工学科教授が校名を「札幌農学校」から「札幌農工学校」と改称すべきであると上申するなど、従来から農学校に対する副科のような印象があり、同科内には校則においても農学科と工学科が同等な形で併設されていないとする不満があつた。さらに、九四年以降は経費の都合で新入学生をとつていなかった。また兵学科に至つては、九二年屯田兵司令部から予備下士官入学を見合わされ、その後屯田兵予備士官は各隊で養成する旨の照会があり、結局一度も卒業者を出さなかつた。また兵学科別課も九二年一八名の卒業生を出して廃止され、結局農学校に屯田兵士官養成機関としての役割が期待されたのは一時的なものであつた。

一方、本科への入学資格を低くし尋常中学校卒業者とする点に関しては、農学校側は強い難色を示し、予科四、五年生の転学が困難であることや札幌尋常中学校が一八九七年以降でないと卒業生を出さないことなどを理由に九五年度予算に予科生徒四六名の入学を盛り込んだ。しかし文部省は本科の入学資格をあくまで尋常中学校卒業者としたこと、農学校側では予科が廃止されて本科の修学年限が四年となると、「実業ノ練習」の面からも、またドイツ語をはじめとする「学課ノ習得」の面からも不十分であるとして、九六年四月二十四日に本科を五年、農芸

伝習科を三年とする改正案を提出した。また同時に農学校卒業生へ「農学士」称号を授与することも要望した。学位に関しては、八六年の官制改正以降卒業証書のみを授与だったのを、学士の称号は「社会的信用をもたらす」として八九年九月十九日当時の橋口校長が永山道庁長官に学士称号使用についての上申をし、十月三十一日に本科卒業生はそれぞれ農学士、工学士を称することとなっていた。したがってこれまでの卒業生には学位を授与されていくこと、また官僚に限らず各種実業学校長や教員、農事巡回教師、農事試験技術者、自営農家、華族や有力資本家の経営する農場管理者、日清戦後の実業関係の諸法律を施行する際にも農学士の称号をもつ人材は必要であり、たとえ本科の入学者が中等教育卒業程度であっても農学校の専門学術は大学や専門学校並みであるとして、その重要性を訴えた。

これに対し文部省は学位の授与は認めしたが、本科五年・農芸伝習科三年の修学年限延長は認めず、それぞれ四年・二年とし、本科の学科課目からドイツ語を削除した。そこで農学校側は、一八九六年十月二十七日中学補習科を設置して札幌尋常中学校など尋常中学校卒業生に本科入學上必要な学科を補講する案を上申した。この上申は翌年四月九日にも再度提出されたが、文部省側は同年七月十日これを却下し、農学校は尋常中学校卒業者が入学する高等学校や各種専門学校と同格となったのである。

また、北海道の拓殖事業において土木技術者の養成はやはり不可欠であり、一八九七年度予算で教員の増員が認められたことから、農学校では九七年五月十日土木工学科を設置した。ただし同科は廃止された工学科とは違い速成、簡易を旨とし、「土木工学二関スル学理及ヒ技芸」を教授する機関ではあるものの、修学年限三年、入学資格も高等小学校四学年卒業、または尋常中学校二学年を修学した一七歳以上の者とする「簡易土木工学科」であった。

三 予修科の設置

一度は本科への入学資格を尋常中学校卒業者とすることとしたものの、やはり尋常中学校を卒業していきなり本科に入学し四年間で農学を専修したとすることは、農学校にとつて承服しかねる問題であつた。また学位についても、東京、京都の両帝国大学卒業者にのみ授与しようとする学位令の改正が検討されており、農学校卒業者への授与が困難となる可能性もでてきた。そこで一八九八年一月校長の佐藤昌介は「札幌農学校拡張意見書」と題する意見書を文部省に提出し、農学校は北海道拓殖の進歩とともに拡張し、実業教育の振興に寄与すべきであるとして、予修科の設置、卒業生への学位授与、そして林学科、水産科、商業科、医学部の専門諸学科を新設することを提案した。

予修科の設置に関して意見書は、これまでの主張と同様、尋常中学校卒業生が直ちに農学科に進学するのでは普通教育の素養」が充分ではなく、また「実業ノ練習」上、あるいは「学課ノ修得」上からも、予修科を設置して普通学や外国語、その他専門的学問に必要な基礎を修めるべきであるとしている。一八九八年二月三日には佐藤校長の名で文部省に対し再度予修科設置に関する上請が行なわれ、二月十七日には文部省実業教育局長の小山健三に対し「予修科ノ新設ヲ要スル理由書」を送つた。この小山は、三月農学校視察のため来札し、四月三日佐藤は小山に対し「札幌農学校卒業生ノ北海道拓殖ニ及ホセル功績」と題する文書を提出した。その後、これらの働きかけが功を奏したのか、五月三日文部省は農学校の予修科設置を認めた。予修科は「本科ノ学科ヲ修ムルニ必要ナル普通学科」を教授し、修学年限は二年、また入学資格は尋常中学校卒業者か同等の学力を有する一七歳以上のものとされた。さらにドイツ語は「高等農学ヲ修ムルニ必要ナル」科目として復活し、語学の修得が予修科の学科で最も重要であるとされた。

四 拡張にむけて

一方、佐藤の意見書では、林学科、水産科、商業科、医学部の新設は、「農学校ノ規模拡張」と位置づけられていた。特に林学科については、北海道移住・開拓の進展にとまなう森林伐採の弊害に対し森林教育を受けた林業者による経営の重要性を指摘し、一八九八年度に北海道庁からも農学校に対し林学生養成の依頼があったことから、九九年度より「速成」の林学科を設置すべきだとしている。この結果、九八年五月二十三日には「簡易林学科」新設に要する学科課程案と説明書が文部省に送付され、九九年度予算の成立により九九年五月十一日森林科が設置された。同科は「林業二関スル中等教育」を授ける科と位置づけられ、修学年限を三年とし、入学資格を年齢一七歳以上、中学校三年を修業するかそれと同程度の入学試験に及第した者とした。

また、同年二月二十五日、農芸伝習科の名称を農芸科とし「農事二関スル中等教育」を授ける機関として、修学年限を二年から三年に延長し、同科の給費生への支給額を三円から五円にし、冬期講習規程を廃止し農学校の農場で実地に農事修業を行う現業生を設置する校則の改正案が文部省に提出された。この案は三月二十二日認可され、農芸科の入学資格は年齢一七歳以上、高等小学校四年卒業、もしくは中学校二年以上の学力を有する者となった。

さらに森林科設置と同じ五月十一日には、土木工学科も「土木工学二関スル中等教育」を授ける機関とされ、数学の素養が不十分であることを理由に入学資格を中学校三年修業者かそれと同程度の入学試験に及第した者とした。九月十一日には、森林科・土木工学科設置に関する校則が施行され、これによりそれぞれの分野で中等教育を担う三つの学科が農学校にそろう、土木工学科と森林科は一九〇一年七月二十四日には入学資格がさらに高められ、中学校卒業以上となった。

五 施設・機構の充実と校則の改正

佐藤は意見書の中で、農学校の校舎改築移転の必要性を提案したが一八九八年に大蔵省から却下され、九九年度に再び予算の要求をしていると述べている。その後、この要求は認められ、九九年六月十三日に校舎新築工事の起工式が行われた。新しい校舎は北一〜二条西一〜二丁目から北八条の附属農場内に移転することとなり、校舎新築の経費は二五万八〇〇〇円、九九年度から五カ年計画で建設が進められた。一九〇三年七月にはほとんどの校舎が完成して旧校舎からの移転がなされ、九月から新校舎での授業が開始された。全体の落成は一九〇五年七月であった。一方寄宿舎も校舎の移転とともに移築されることとなり、一九〇三年七月いったん閉鎖され一九〇五年四月に再開された。この寄宿舎は一九〇七年四月「恵迪寮」と命名された。

また、一八九九年三月十三日、農学校は「財源不充分」による教育施設の拡張資金不足を理由に道庁へ森林一〇万町歩の譲渡を申し入れ、四月八日にはそのうち五万町歩の引き渡しが了承されたが、九月には結局二万町歩に面積が削減された。その後創立二五周年にあたる一九〇一年三月四日には雨龍郡深川村の森林約三万町歩（第一基本林）が、翌年一月二十日には天塩国中川郡所在の森林二万町歩（第二基本林）が札幌農学校維持資金に編入された。さらに一九〇三年十一月二十七日には道庁より胆振国勇払郡苦小牧村所在の森林六七五万坪の仮引き渡しをうけ、翌年一月やはり維持資金に編入された（苦小牧演習林）。

一方、この時期には機構の整備も進んだ。一八九八年七月二十八日には「商議委員会規程」が制定され、翌九九年三月二十七日には「処務規程」が大幅に改正されて農学校の機構は、教務部、舎監部、農事部、庶務課、会計課、図書館、博物館、植物園と改められ、四月一日施行された。また同年四月五日の「文部省直轄学校官制」適用と先の法令廃止に連動して、二十八日には「校長職務規程」が改正され、道庁長官の許可を必要とした事項は文部大臣の許可を得るものとされた。一九〇〇年「文部省直轄学校官制」の一部改正では農事部長・植物園長・博物館長が

設置され、一九〇四年一月十五日には「助手規程」が制定されて卒業生で学力のある者が無給で各科の教室実験場に配置された。

また、この時期にはいくつかの校則の改正もなされた。一九〇〇年九月八日には本科の学科のうち、随意科を廃止して英文学、ドイツ語、森林学大意、水産学大意、細菌学を正科とし、法学通論を新設し本科二年で習得することとなった。またこのとき森林科に給費生が置かれた。一九〇二年三月七日には農芸科で実業点と学科点の和を二分する採点方式が採用され、三月三十一日「学資支給規程」が廃止され、「校費生及給費生学資支給細則」が制定された。これにより学生が病気の際の医療費支給などがなくなった。また同年十二月二十七日には、林学の著書論文はドイツ語が多いことから、森林科の学課目のうち英語がドイツ語に変更された。

六 さらなる拡張

一九〇三年三月二十七日「実業学校令」が改正され、実業学校で高等教育をなすものを実業専門学校とし、これについては専門学校令の定める所によるとし、札幌農学校は盛岡高等農林学校や東京高等商業学校など六校とともに、実業専門学校として位置づけられることとなった。また同月「専門学校入学者検定規程」が發布されたことにより、七月四日には農学校の校則も一部改正され、予修科、土木工学科及び森林科の入学資格は、中学校卒業者、もしくは専門学校入学者検定に合格した者となった。また一九〇五年一月十八日には森林科を林学科と改称すること、卒業証書の書式を改めること、土木工学科や林学科の卒業生にそれぞれ「工学得業士」、「林学得業士」の称号を与えることなどの校則改正案が文部大臣に提出され、三月八日認可された。同年七月十七日には本科、土木工学科、林学科に課外として「兵式体操」を課し、土木工学科、林学科の学科課程に「倫理」を加えること、本科の学年開始を七月十一日と改めること、土木工学科に給費生の制度を設けることなどが提案され、八月二十九日文部省

の許可を受けた。

また、一八九八年の佐藤による「札幌農学校拡張意見書」には、北海道の水産業改良のために水産業者や漁業組合などに水産学校設立の要望があること、これに因應するためにも農学校に水産科を設けることが提案されていた。これが実現する兆しがみえたのは一九〇五年のことで、十二月八日には水産科新設が確定したとする文部省実業学務局長からの電報があつたが、翌年になつても農学校側は本道選出代議士や道庁長官、立憲政友会などを介して根回しを続け、十二月二十日水産学科の新設を含め、校費生・給費生及び学生生徒在学証書及び保証人に関する規程を削除する校則改正案を提出し、一九〇七年二月一日ようやく許可された。これにより水産学科は「水産上必要ナル教育」を授ける学科と位置づけられ、修学年限は三年、定員一八〇人、授業料は一学年二〇円と決められ、五月一日入学式が行われた。これにより同年の東北帝国大学農科大学設置に至るまでに、佐藤の意見書で要求された農学校の拡張は、商業科・医学部設置以外は、ほぼ実現したといえる。

七 拡張実現の要因

このように農学校は、一八九五年の文部省移管以降縮小されたが、九八年をさかいに今度は拡張が認められるようになった。これについては、日清戦後から日露戦後にかけて、政府が実業教育機関の充実を目指したことも一因だが、農学校の拡張が認められたのは九八年一月佐藤が「札幌農学校拡張意見書」を文部省に提出し、三月に文部省実業教育局長の小山健三が農学校視察のため来札して以降であり、このことがその直後の予修科の設置や翌九九年の農芸科、土木工学科の中等教育化、森林科の設置などを促し、これらの学科の充実が北海道開拓への貢献として期待されたとみることができるだろう。また佐藤は四月三日小山に対し「札幌農学校卒業生ノ北海道拓殖ニ及セル功績」と題する文書を提出したが、このなかで北海道の開拓に農学校卒業生がいかに貢献しているかを紹介す

るとともに、北海道の植民地選定区画事業に従事した卒業生が台湾総督府で拓殖事業に従事していること、道庁の水産課で水産調査に携わった卒業生が台湾でも水産調査主任となっていることも紹介している。台湾総督府は、一九〇一年新渡戸稲造が赴任して以降、特に積極的に農学校の卒業生を受け入れるようになり、佐藤も卒業生の就職斡旋に協力することになるが、一八九八年ごろ既に一一名程度の卒業生が赴任しており、そのうち九名が道庁勤務経験者であった。したがって日清戦後、台湾経営における農学校の人材の有用性が注目されるようになったことが拡張につながったとも考えられる。

また、北海道に関しては、日清戦後から日露戦後にかけて移住民吸収地としての役割を徐々に失いつつあり、あれほど北海道移住を推奨していた佐藤も一九〇〇年をさかいに海外移住論を唱えるようになる。このような農学校では、一九〇三年五月二十七日、前年の李鳳年一行の来札をきっかけに、山東省に対し、実業や教育において親密な関係を構築できるよう申し入れている。七月二十七日には卒業生の谷井恭吉が山東省農桑顧問に招聘された。また清国人留学生の受け入れ、教官たちの台湾、樺太、大陸出張も目立つようになり、農学校と大陸との関わりは強まりつつあった。

八 教師や学生の活動

一八八〇年後半から一九〇〇年後半にいたる約二〇年間は、農学校の教師や卒業生、学生生徒などを中心に、札幌にさまざまな学会が組織され、活発な活動がなされた時期である。主な団体としては、一八九一年一月八日に設立された札幌博物学会、九三年五月三日に結成された札幌史学会、九八年十一月二十三日に発会した札幌農学会などがあった。

また、学生たちによる研究会や親睦団体の活動もさかんで、開識社の活動は一八九二年度一度中断したものの

その後復興し、そのほかに札幌青年農談会、以德会、同窓農友会、英学協会、講談会、工学会、親修会、カメラ会、舎密会、植物学新著講読会、法学研究会、聖書研究会、無逸会、林友会などが結成されていった。さらにスポーツ活動の団体もいくつか結成されており、ベースボール会やスケータチング倶楽部、端艇会、柔術柔道研究会、撃劍部などがあつた。

一方、一八九〇年四月に設立された文友会と翌年二月に設立された尚志会を合併し、予科の学生を中心に九二年四月九日結成された学芸会は、演説会などの開催のほか、雑誌『蕙林』を発行し、九五年には東京支部を設け、同年の予科の修学年限短縮に対応して本科生をも通常会員とした。九六年からは『蕙林』の名を『学芸会雑誌』と改めるとともに、九八年には『札幌農学校』と題する書籍を発行し、札幌や農学校の紹介し大学設置のアピールを行った。また一九〇一年九月二十一日には一八七八年創設の遊戯会と合併し、文武会となつた。一九〇四年にはそれまでの任意加入を全員加入義務づけに変更し、会頭は校長、教員も全員参加となつた。日露戦争期にあたるこの時期になると、翌年一月十八日の校則改正で学生生徒が組織する団体の活動には必ず校長の許可が必要となり、また学科課程に兵式体操が課せられるなど、学生生徒の活動、生活の全般を規律化する傾向がみられるようになった。なお文武会も『学芸会雑誌』を受け継ぎ、『文武会雑誌』、『文武会々報』を発行し、演説会、遊戯会、遠足会などを開催した。

また、新渡戸稲造が夫人の実家から縁故者の遺産として送られた資金をもとに、一八九四年一月「遠友夜学校」を設立した。運営は農学校関係者や市民のボランティアによってなされ、学生たちも教師となり生徒を教えた。同校の活動は一九四四年まで続いた。